

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年 6月30日
【会社名】 第一工業製薬株式会社
【英訳名】 DKS Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 坂本 隆司
【本店の所在の場所】 京都市下京区西七条東久保町55番地
【電話番号】 -

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。)

本社事務所 京都市南区吉祥院大河原町 5 番地
電話番号 京都 075 (323) 5911

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画本部長 山路 直貴
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目 3 番 1 号 八重洲口大栄ビル 8 階
【電話番号】 東京 03 (3275) 0654
【事務連絡者氏名】 広報 I R 室長 森下 貴之
【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第153期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金12円

第2号議案 取締役13名選任の件
取締役として、坂本隆司、赤瀬宜伸、浦山勇、大西英明、藤岡敏式、北田明、祝迫浩一、岡本修身、山路直貴、青木素直、多々良裕志、高島雅博及び谷口勉の13氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、西崎信一氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠の社外監査役として、塚本英伸氏を選任する。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
当社の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額1億円以内(うち社外取締役分は年額6百万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)を、金銭債権として支給すること及びその内容を決定する。

第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
当社の監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額20百万円以内を、金銭債権として支給すること及びその内容を決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	37,864	36	0	(注)1	可決(98.89%)
第2号議案				(注)2	
坂本 隆司	35,898	2,003	0		可決(93.75%)
赤瀬 宜伸	35,983	1,918	0		可決(93.97%)
浦山 勇	36,658	1,243	0		可決(95.74%)
大西 英明	36,658	1,243	0		可決(95.74%)
藤岡 敏式	36,649	1,252	0		可決(95.71%)
北田 明	36,658	1,243	0		可決(95.74%)
祝迫 浩一	36,656	1,245	0		可決(95.73%)
岡本 修身	36,622	1,279	0		可決(95.64%)
山路 直貴	36,620	1,281	0		可決(95.64%)
青木 素直	36,611	1,290	0		可決(95.61%)
多々良 裕志	32,726	5,175	0		可決(85.47%)
高島 雅博	32,638	5,263	0		可決(85.24%)
谷口 勉	36,627	1,274	0		可決(95.65%)
第3号議案			0	(注)2	
西崎 信一	36,514	1,387	0		可決(95.36%)
第4号議案			0	(注)2	
塚本 英伸	37,165	736	0		可決(97.06%)
第5号議案	24,344	13,557	0	(注)1	可決(63.58%)
第6号議案	21,071	16,830	0	(注)1	可決(55.03%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上